

東海市建築物等における緑化事業補助金

目的

平成21年度から導入された「あいち森と緑づくり税」を財源に、愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業の補助金です。

この事業は、市民の皆様が行う民有地における建築物等の緑化事業の経費の一部に対し、補助金を交付します。

補助対象

市内の市街化及び市街化調整区域内の既存集落で、民有地の建築物等の緑化を進める事業のうち、以下の要件を満たすものが対象です。

1. 緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事
2. 生垣の場合は、延長15メートル以上及び1m当たり2本以上植栽を行う
緑化工事

補助要件

道路から眺望できるか、緑化施設の敷地等に不特定の者が立ち入ることができるか、管理者の了承のもと一般に開放されているか、いずれかの条件を満たしていることが要件です。

対象経費

屋上・壁面・空地・駐車場の緑化工事費のうち、植栽、植栽基盤、かん水施設に係る費用及び生垣設置に係る工事費用です。ただし、植栽は、植栽した個体の生育期間が2年程度しか見込めないものを除きます。

交付額

対象経費の2分の1（上限500万円）で、次の条件の範囲内です。ただし交付額が10万円未満は除きます。

1. 屋上緑化、壁面緑化は緑化面積（平方メートル）×3万円
2. 駐車場緑化は緑化面積（平方メートル）×2万円
3. 空地緑化は緑化面積（平方メートル）×1万5千円
4. 生垣緑化は生垣の延長（メートル）×5千円

交 付 申 請 の 流 れ

- 1 建築物等の緑化計画
↓
- 2 補助金交付申請 ← 必ず工事着手前に申請してください
※事業計画書、内訳明細書、見積書、位置図、事業図面、現況写真完
納証明書等の書類を提出してください
※必ず交付申請前に相談してください
※予算に限りがあるため、できる限り早くご相談ください
↓
- 3 書類審査及び現地調査を行います。（県に交付申請書の提出のため日数
が少しかかります。）
↓
- 4 補助金交付内定を通知します（県からの内定通知後となります）
※申請後に計画を変更する場合は、緑化事業補助金変更承認申請
が必要です。
※変更申請確認後、緑化事業補助金変更承認通知をします。
↓
- 5 補助事業の中止又は廃止
※事業を中止又は廃止しようとするときは、緑化事業中止・廃止
承認申請を提出してください。
※事業を中止又は廃止する申請書を確認後、緑化事業中止・廃止
承認通知書により通知します。
↓
- 6 事業実績報告書
※事業が完了したときは、緑化事業実績報告書を指定部数提出してくだ
さい。事業報告書、事業図面、写真（着手前、完了、表示板）、事業
費支払い領収書写し等
↓
- 7 緑化事業補助金交付額確定通知
※事業実績報告書を提出後、書類、現地等を確認した上、適合と認めら
れた場合は、緑化事業補助金交付額確定通知書を申請者に通知します。
↓
- 8 緑化事業補助金請求書の提出
↓
- 9 補助金支払い
↓
- 10 補助事業を受けた緑化事業の維持管理に努めてください。

申請時確認事項

① 申請箇所（施工箇所）は、



- ・市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落※ ⇒ ②へ
- ・上記以外 ⇒ 補助対象外

※「既存集落」

半径300mの円内に100戸以上の建築物があるもの、又は50戸以上の建築物が連たんしている箇所。「建築物が連たん」は建築面積が30㎡以上の建築物が、その敷地間の距離が55m以内にある状態を指す。

② 申請内容は、



- ・空地緑化※及び生垣設置 ⇒ ③へ
- ・その他（屋上、壁面、駐車場緑化※） ⇒ ④へ

※「空地緑化」

敷地内において建築物又は駐車場に占有されていない箇所において、植栽等により緑化すること。

※「屋上緑化」

建築物の屋上又は屋根において、地盤面を設け、そこに植物を植えて緑化すること。

※「壁面緑化」

構造物の外壁面及び構造物に近接する位置において、植栽基盤を設け、そこに植物を植え、又は、地盤面から植物を登はんさせるなどして、緑化すること。

※「駐車場緑化」

駐車場・駐車場内の車路又は駐車場区画内において、保護資材と地被植物等を併設することにより、緑化すること。

③ 施工規模は、



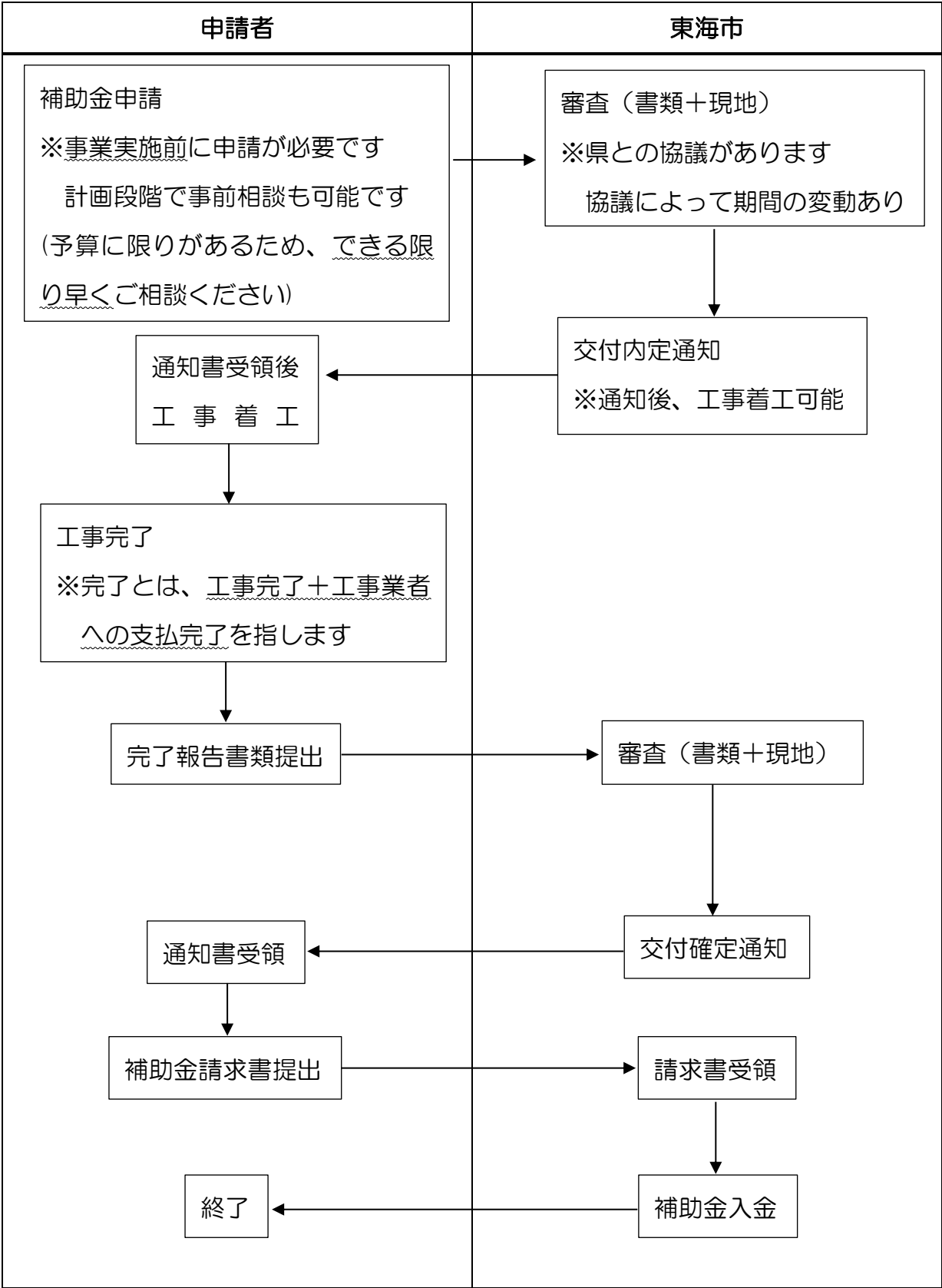
- 空地緑化：緑化対象面積の合計が50㎡以上
(空地緑化以外に屋上、壁面、駐車場緑化と合わせて合計が50㎡以上)
- 生垣設置：延長15m以上及び1m当たり2本以上植栽
⇒ 愛知県の都市緑化事業として対象（別途補助金の上限等の条件あり）
- 上記基準を満たしていない ⇒ 補助対象外

④ 施工規模は、



- 緑化対象面積の合計が50㎡以上
(屋上、壁面、駐車場緑化以外に空地緑化と合わせて合計が50㎡以上)
⇒ 愛知県の都市緑化推進事業として対象（別途補助金の上限等の条件あり）
- それ以下
⇒ 東海市の都市緑化推進事業として対象（別途補助金の上限等の条件あり）
※東海市の都市緑化推進事業は空地緑化が補助対象外のため注意

建築物等緑化補助事業の流れ（概要図）



※県からの補助を受けるため、協議に日数がかかる場合があります。

工事期間まで十分に余裕をもって相談、申請をお願いします。

主な交付対象費用について

区分	内容																
植栽費	・ 植栽材料費 ※樹高4.0m以上の樹木単価の上限は15万円/本 樹高4.0m未満の樹木単価の上限は6万円/本 <table><tr><th colspan="2">樹木</th><th rowspan="2">地被類</th><th rowspan="2">つる性</th><th colspan="2">草花</th></tr><tr><th>高木</th><th>低木※1</th><th>宿根草※2</th><th>1～2年草</th></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr></table> ※1：通常に育った場合、樹高が3メートル以下の樹木 ※2：宿根草は植栽の生育期間が2年を超えるもの ・ 植栽作業費	樹木		地被類	つる性	草花		高木	低木※1	宿根草※2	1～2年草	○	○	○	○	○	×
樹木		地被類	つる性			草花											
高木	低木※1			宿根草※2	1～2年草												
○	○	○	○	○	×												
植栽基盤費	・ 客土 ・ 人工土壌 ・ 土壌改良 ・ 土留め（植栽土壌を留めるためのものに限る） ・ 屋上緑化資材 ・ 壁面緑化資材 ・ 駐車場緑化資材																
灌水施設費	・ 散水栓（立水栓） ・ 給水管																

表示板の規格

設置位置	・ 事業を実施した箇所又はその付近で公衆の目につくところ ・ 地面や壁面に固定（置いただけ、移動できるものは不可）
記載内容	事業が完了した年月および申請者名または申請団体名並びにあいち森と緑づくり税を財源として事業を実施した旨を記載
寸法	原則 A4 サイズ以上
材質	・ 材質は任意とするが、耐候性、耐久性に富み、かつ、容易に破損しないもの。 ・ 木材を使用する場合は、できるだけ愛知県材を活用すること。 ・ 事業の内容に対し過度に高価な材質のものは避けること。
記載例	あいち森と緑づくり税を財源とする「緑の街並み推進事業」により緑化整備をしました。 令和〇年〇月

※申請者が個人の場合、申請者の要望に応じ、必ずしも個人名を記載する必要はありません。

【イメージ】

あいち森と緑づくり税を財源とする「緑の街並み

推進事業」により緑化整備を行いました。

令和〇年〇月

表示板の参考例

